

参考資料 1－4 独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針（平成 17 年 10 月 7 日）

独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針

1 告発に関する方針

(1) 法改正後においても、

- ア 国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案
- イ 違反を反復して行っている、排除措置に従わないなど行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処分を求めて告発を行うこととする。

(2) ただし、今回の法改正により新たに課徴金減免制度が導入されたことに伴い、同制度を有効に機能させる観点から、次の者については告発を行わないこととする。

- ア 調査開始日（注）前に最初に課徴金の免除に係る報告及び資料の提出を行った事業者（ただし、①当該報告又は資料に虚偽の内容が含まれていたこと、②追加して求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと及び③他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、又は他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと（独占禁止法第 7 条の 2 第 1 2 項各号）のいずれかに該当する事実があると認められる事業者を除く。）
- イ 当該事業者の役員、従業員等であって当該独占禁止法違反行為をした者のうち、当該事業者の行った公正取引委員会に対する報告及び資料の提出並びにこれに引き続いて行われた公正取引委員会の調査における対応等において、当該事業者と同様に評価すべき事情が認められるもの

（注）「調査開始日」とは、当該違反行為に係る事件について立入検査又は臨検・捜索等が最初に行われた日をいう。

2 犯則事件の調査

今回の法改正により新たに犯則調査権限が導入されたところ、前記 1(1)ア又はイに該当すると疑うに足りる相当の理由のある独占禁止法違反被疑事件について、犯則調査を行い、当該調査の結果、前記 1(1)ア又はイに該当する犯則の心証を得た場合に、告発することとする。

3 告発問題協議会

告発に当たっては、その円滑・適正を期するため、検察当局との間で「告発問題協議会」を開催し、当該個別事件に係る具体的問題点等について意見・情報の交換を行うこととする。